

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS



10 **2018**
No.528

**出前講座
現場見学会**

[平成 29 年 10 月 19 日(休) 8:45~9:35]
宮崎県立都城工業高等学校 建設システム科 1 年生 37 人



一般社団法人 **宮崎県建設業協会**

宮崎市橘通東2丁目9番19号
TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成30年10月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（9月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成30年度第5回常務理事会を開催	3
2. 建設キャリアアップシステム事業者向け説明会を開催	4
3. 平成30年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	4
4. 平成30年度テレビCM放送のご案内	5
●雇用改善コーナー	
1. 新規大学卒業予定者の就職・採用活動開始時期について（要請）	6
2. 平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）	7
3. 平成30年度以降のキャリア形成助成金について	9
4. 各種助成金のご案内	11
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	14
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	15
●技士会	
1. コンクリート施工で失敗しないための講座	16
2. 「監理技術者講習」のお知らせ	16
3. 第23回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ	16
●建退共	
1. 建退共制度加入促進強化月間について	17
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	17
●建災防	
1. フルハーネス型安全帯に係る特別教育の開催について	18
2. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）	19
3. 平成30年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	20
●火薬協会	
火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について	21
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（平成30年8月分）	22
2. 中間前払金制度のご案内	23
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 「働く人たちを守る保険」～安心・掛金が魅力。事業内容ますます充実～	24
2. <法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

平成30年10月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火	全国技士会 企画委員会（東京）		
3	水		職長・安全衛生責任者教育（延岡 4日まで）	
4	木			
5	金	県協会 総務委員会		
6	土			
7	日			
8	月	体育の日	体育の日	体育の日
9	火			
10	水		足場の組立て等の業務に係る特別教育（清武）	
11	木	県協会 常務理事と県選出国会議員との意見交換会及び懇談会（東京） 九州技士会 事務局長会議（福岡）		
12	金	宮崎県議会9月定例会閉会	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 13日まで）	
13	土			
14	日	宮崎県総合防災訓練（小林・えびの）		
15	月			
16	火		建退共 九州ブロック支部事務担当者会議	
17	水		職長・安全衛生責任者能力向上教育（清武）	
18	木	日南・串間地区協会と鎌原副知事との意見交換会（日南）		事業協同組合 九州ブロック研修会（長崎）
19	金	宮崎県建設業協会青年部連合大会（高鍋）	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 20日まで）	
20	土			
21	日			
22	月	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		
23	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（清武 25日まで）	
24	水	九州建設業協会地域・定例懇談会（熊本） コンクリート研修会		
25	木			火薬保安講習会（日向）
26	金	福祉共済団・建退共説明会（西都地区） 高鍋地区協会と鎌原副知事との意見交換会	建退共・福祉共済団説明会（西都地区） 高所作業車運転技能講習（清武 27日まで）	
27	土			
28	日			
29	月			
30	火		ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育（清武）	
31	水		建退共理事長表彰伝達式	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（9月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
H30.9.13付 H30.10.10宮崎県ひなたMBA(みやざき ビジネスアカデミー) 特別講演の開催について	宮 崎 県	html
H30.9.3付 厚生労働省主催 平成30年度『『見える』安全活動コンクール』の実施について (募集締切10/31)	厚 生 労 働 省	html

会員の異動状況

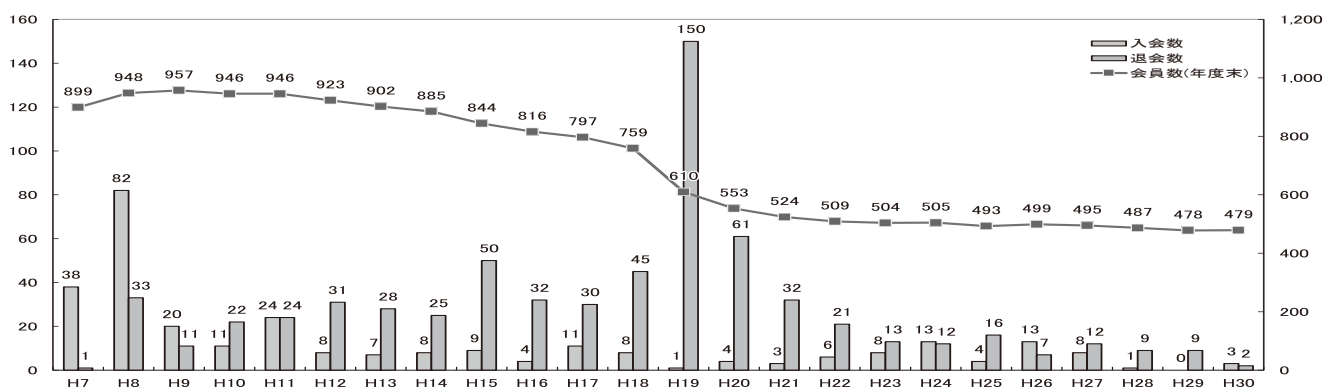
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
小 林	太 成 建 設 (株)	所 在 地	小林市駅南292番地	小林市駅南291番地
延 岡	八 作 建 設 (株)	所 在 地	〒882-0881 延岡市三須町1355番地	〒882-0881 延岡市三須町1123番地3
高千穂	(有) 丸 水 工 業	代 表 者	脇元 宣隆	脇元 秀之

【退会】

地 区 名	会 社 名	代表者名
都 城	(株) 田 代 組	福地 勇人

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	3
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	2
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	479

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H30はH30.9.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成30年度第5回常務理事会を開催

平成30年9月5日(水)12時50分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数(13／13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「足立としゆき先生が9月4日から5日に椎葉村と西米良村を訪問する予定だったが、台風21号の影響で延期となった。延期なので次の機会もしっかり対応したい。8月1日に建産連の委員会があり、合わせて国土交通省への挨拶回りも行った。また、九州地方整備局の人事異動があったため、改めて9月10日に挨拶に行きたい。10月11日には各地区協会長全員で地元選出の国会議員との意見交換会を行うが、できる限り有意義な意見交換会にしたい。9月の上半期の発注で一気に工事が出ると思っている。地元企業の為にも頑張っていただきたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 参議院議員選挙対策について

山崎会長が資料1に基づき、佐藤のぶあき先生の参議院選挙対策について報告し、承認された。

議題2 地元選出国会議員との意見交換会について

坂元専務理事、榎村事務局長が資料2に基づき、10月11日に意見交換会を行う事や当日の行程、内容について報告し、承認された。

議題3 平成30年度建設雇用改善推進表彰式について

大谷課長が資料3に基づき、表彰式を11月8日に行う事、各地区会長の参加依頼を行い、承認された。

議題4 建設キャリアアップシステム事業者向け説明会について

山尾係長が資料4に基づき、説明会の参加企業数の集計結果と会場の変更について報告し、承認された。

議題5 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果について

榎村事務局長が資料5に基づき、働き方改革の推進に向けた取組状況および「休日 月1+運動」のアンケート調査結果について報告した。

議題6 その他

(1) 平成30年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、実施状況と研修生の雇用状況について報告した。

(2) 九州建設業協会土木・労務・建築各委員会の開催結果について

各委員長が参考2、3、4に基づき、開催結果について報告した。

(3) 鎌原副知事と各地区建設業協会との意見交換会について

榎村事務局長が参考5に基づき、日程について報告し、承認された。

(4) その他

- ・第32回宮崎県建設業協会青年部連合会 高鍋大会開催について山崎会長が、青年部連合会の高鍋大会開催案内について報告した。
- ・建設現場に運搬された生コンの取り扱いについて藤元副会長が、運搬後の生コンの取り扱いについて宮崎県でのルール作りを行っていくことの必要性について報告し、今後協議を続けることが承認された。

議題7 11月・12月常務理事会等年内行事について

榎村事務局長が、11月6日、12月13日の常務理事会及び12月までの行事について報告し、承認された。



第5回常務理事会

2. 建設キャリアアップシステム事業者向け説明会を開催

平成30年9月11日、12日に建設キャリアアップシステム事業者向け説明会を開催しました。11日は㈱都城建設会館（都城会場）、12日は㈱日向建設会館（日向会場）、㈱宮崎県建設会館（宮崎会場）の県内3会場です。講師は一般財団法人建設振興基金の田中建設キャリアアップシステム指導役をお招き、参加企業は宮崎県建設業協会、建産連団体会員、その他団体会員合わせて119社（145名）に参加いただきました。



都城会場



日向会場



宮崎会場

3. 平成30年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

宮崎県建設業協会では、建設業への若年者の入職促進及び人材育成を目的として、宮崎県から委託を受けて「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」を実施しています。

新規に雇用された若年入職者に対し、建設業界人としての基礎的なスキルについて学ぶ第1回集合研修を開催いたしました。

研修名	建設業新人研修Ⅰ（ビジネスコミュニケーション編）
日時	平成30年8月28日（火） 13時30分から15時30分
場所	宮崎県建設会館 5階 会議室
内容	建設業への就職、仕事の基本、取り組み方などワークショップ形式でディスカッションし新入社員の意欲を高め、コミュニケーション等を学び職場への定着を支援する。
講師	株式会社インタークロス キャリアコンサルタント 萬ヶ谷 ひとみ氏
参加者	4人（欠席2人）



名刺交換の体験



コミュニケーション体験



話の伝え方の体験

4. 平成30年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

平成30年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年4月4日(水)から平成30年8月29日(水)までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯(毎週水曜20:00～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年9月5日(水)から平成31年2月27日(水)までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週水曜20:54～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成31年1月1日(火)～平成31年1月6日(日)
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計51本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開④ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 平成30年7月6日(金)～平成31年1月4日(金)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

1. 新規大学卒業予定者の就職・採用活動開始時期について(要請)

平成 30 年 4 月 3 日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官
文部科学省高等教育局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを進めることが重要です。

2019 年度卒業・修了予定者(2020 年度入社予定者)の就職・採用活動の開始時期については、経済団体、大学等及び関係府省において議論を行い、前年度に引き続き、学生の学業に配慮し、広報活動開始時期については卒業年度に入る直前の 3 月 1 日以降、採用選考活動開始時期については卒業年度の 6 月 1 日以降とすることになりました。

2018 年 3 月 12 日には、一般社団法人日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」を改定し、同年 3 月 30 日には、大学等(就職問題懇談会)が「2019 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を定めたところです。

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、日本経済団体連合会加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が重要です。

このため、2019 年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期の遵守等について、各企業の御理解・御協力を要請いたしたく、別添「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」の趣旨・内容について、貴団体から加盟各企業に対して、周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。

別 添

2019 年度新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

- ① 就職・採用活動の日程について、次のとおりとしていただくようお願いいたします。
 - ・広報活動開始 : 卒業年度に入る直前の 3 月 1 日以降
 - ・採用選考活動開始 : 卒業年度の 6 月 1 日以降
 - ・正式な内定日 : 卒業年度の 10 月 1 日以降
- ② 採用選考活動の実施に当たっては、授業、試験、留学、教育実習等、学生の学修や学事日程に十分に配慮いただき、また、大学所在地による不利が生じないよう留意いただくようお願いいたします。
具体的には、面接や試験の実施に際して学生の事情を十分に勘案し、例えば、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習等の時間と重ならないよう設定することのほか、事前連絡について余裕をもって行うことや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用等も含めた工夫を行うことが考えられます。
- ③ 留学中の者あるいは留学希望者において、留学により就職活動で不利になるとの認識が生じることがないように、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの留学経験者向けの取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積極的に周知いただくようお願いいたします。
- ④ 学生等の就業選択の自由を妨げる行為(学生等に対して、内々定を出す代わりに他社への就職活動の終了を迫ったり、内々定段階で契約書を要求したりするなど)を行わないなど、公平・公正で透明な採用を徹底いただくようお願いいたします。
- ⑤ インターンシップは就業体験の場であることを踏まえ、インターンシップと称して、広報活動・採用選考活動開始前に、広報活動・採用選考活動そのものが行われることのないようにし、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないよう留意いただくようお願いいたします。
- ⑥ 面接等の採用選考に当たり、大学等における成績証明等を一層活用いただくようお願いいたします。
- ⑦ 採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生等に示していただくようお願いいたします。

- 広 報 活 動 … 採用を目的として、業界情報、企業情報等を学生に対して広く発信していく活動を指します。広報活動の実施に際しては、それが実質的な選考とならないものとするに留意いただく必要があります。
- 採 用 選 考 活 動 … 一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。採用選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、学事日程に留意いただく必要があります。

2. 平成31年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について(通知)

29 文科初第 1494 号
職発 0219 第 6 号
開発 0219 第 3 号
平成 30 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 通 和

厚生労働省職業安定局長
小 川 誠

厚生労働省人材開発統括官
安 藤 孝 一



新規学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 29 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 30 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついで、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的な取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業生に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところでもあります。

新規卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 31 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、平成 31 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 30 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

雇用改善

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 30 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 30 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 30 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 30 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 30 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 30 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 30 年 7 月 1 日から開始するものとする。

(7) 学校における求人申込みの受理は、平成 30 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 30 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 31 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 30 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

3. 平成30年度以降のキャリア形成助成金について

事業主の皆さまへ

平成30年度以降のキャリアアップ助成金について ～ 拡充などの主な変更のご案内 ～

※ 本リーフレットの内容は、平成30年4月1日以降に転換等した場合に適用されます。

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

1. 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

拡 充

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数

15人

20人

支給要件の追加

追加要件 (1)

正規雇用等へ転換した際、**転換前の6か月と転換後の6か月の賃金（※）を比較して、5%以上増額していること**

※賞与（就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。）や諸手当（通勤手当、時間外労働手当（固定残業代を含む）、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く）を含む賃金の総額。
※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

例

正社員転換

転換前6か月賃金の合計120万円
(20万円×6か月)

転換後6か月賃金の合計146万円
(21万円×6か月+賞与20万円)

$$\frac{(146万円 - 120万円)}{120万円} \times 100 = 21\% \text{ (小数点以下切り捨て)} \geq 5\%$$

追加要件 (2)

有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が3年以下に限ること

雇用改善

2. 人材育成コース

有期契約労働者等に、一般職業訓練（※1）または有期実習型訓練（※2）を実施した場合に助成

（※1）OFF-JT （※2）ジョブ・カードを活用したOFF-JT+OJT

整理統合

人材育成コース



人材開発支援助成金 に統合

※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

3. 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成

新規

▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）について、下の加算措置を適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者 1人あたり 20,000円 <24,000円>	対象労働者 1人あたり 15,000円 <18,000円>

< > 内は生産性要件を満たした場合の額です。

4. 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

新規

< > 内は生産性要件を満たした場合の額です。

① 人数に応じた加算措置 ▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者 1人あたり 15,000円 <18,000円>	対象労働者 1人あたり 12,000円 <14,000円>

② 諸手当の数に応じた加算措置 ▶ 同時に共通化した諸手当（2つ目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置	中小企業	中小企業以外
	諸手当の数、1つあたり 160,000円 <192,000円>	諸手当の数、1つあたり 120,000円 <144,000円>

※事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

※厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

4. 各種助成金のご案内

事業主の方のための各種助成金一覧

1. 雇用維持関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
雇用調整助成金	休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288

2. 再就職支援関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
労働移動支援助成金		職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
再就職支援コース	事業規模等の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を、民間職業紹介事業者に委託等して行う	
早期雇入れ支援コース	事業規模等の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者を、離職の翌日から3か月以内に雇い入れる	
中途採用拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大（中途採用率の向上又は45歳以上を初めて雇用）する	

3. 雇い入れ関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
特定求職者雇用開発助成金		職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
特定就職困難者コース	高年齢者（60歳以上65歳未満）・障害者・母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
生涯現役コース	65歳以上の高年齢者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
長期不安定雇用者雇用開発コース	長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇い入れる	
生活保護受給者等雇用開発コース	地方公共団体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
三年以内既卒者等採用定着コース	学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人・募集を行い、初めて雇い入れる	
障害者初回雇用コース	障害者雇用の経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成する	
トライアル雇用助成金		
一般トライアルコース	職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難である者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行的に雇い入れる	
障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース	就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行的・段階的に雇い入れる	
若年・女性建設労働者トライアルコース	建設業の中小事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行的に雇い入れる	
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域などにおいて、事業所の設置・整備をしてハローワーク等の紹介により従業員を雇い入れる	
生涯現役起業支援助成金	中高年齢者（40歳以上）が自ら起業し、事業運営のために必要となる中高年齢者等を雇い入れる	

雇用改善

4. 雇用環境の整備関係の助成金

助成金名・コース名		助成概要	問合せ先
キャリアアップ助成金			職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
正社員化コース	有期契約労働者等を、正規雇用労働者等に転換または直接雇用する		
賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させる		
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施する		
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用する		
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用する		
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額する		
短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用する		
人材確保等支援助成金			
雇用管理制度助成コース	評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度を整備し、従業員の離職率低下に取り組む		
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器を導入する		
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	介護労働者・保育労働者のための賃金制度を整備し、従業員の離職率低下に取り組む		
人事評価改善等助成コース	生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設け、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る		
設備改善等支援コース	生産性向上に資する設備等を導入することにより、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る		
中小企業団体助成コース	事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する		
雇用管理制度助成コース（建設分野）	雇用管理制度助成コースの支給を受けた上で、建設業の中小事業主が、若年者及び女性の入職率に係る目標を達成する、または雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定する		
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	建設業の事業主等が、若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する、または建設工事における作業についての訓練を推進する活動を実施する		
作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）	建設業の中小事業主等が、被災三県に所在する作業員宿舍、作業員施設、賃貸住宅を賃借する、または自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借する等		
障害者雇用安定助成金			
障害者職場定着支援コース	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる		
障害者職場適応援助コース	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施する		
障害や傷病治療と仕事の両立支援コース	労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する		
中小企業障害者多数雇用施設設置等コース	300人以下の中小企業が、障害者を多数雇い入れ、施設整備を行う		



5. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
両立支援等助成金		雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
出生時両立支援コース	男性労働者に育児休業を取得させる	
介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立支援に関する取組を行う	
育児休業等支援コース	育児休業代替要員を確保する、「育休復帰支援プラン」を策定。導入し、労働者に育児休業を取得させ、原職等に復帰させる	
再雇用者評価処遇コース	育児・介護等を理由とした退職者の復職支援の取組を行う	
女性活躍加速化コース	女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	
事業所内保育施設コース	事業所内保育施設を設置・増設・運営する	

6. 人材開発関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
人材開発関係支援助成金		職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
特定訓練コース	訓練効果の高い10時間以上の訓練を実施する	
一般訓練コース	職務に関連した知識・技能の習得のための20時間以上の訓練を実施する	
教育訓練休暇付与コース	有給の教育訓練休暇制度を導入し、実施する	
特別育成訓練コース	有期契約労働者等に対して職業訓練を行う	
建設労働者認定訓練コース	中小建設事業主が認定訓練を実施する、または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させる	
建設労働者技能実習コース	建設事業主が雇用する建設労働者に技能実習を受講させる	
障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する	

7. 労働条件等関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
業務改善助成金	事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
時間外労働等改善助成金		
時間外労働上限設定コース	時間外労働の上限設定を行うことを目的に、外部専門家によるコンサルティング、労務管理機器等の導入等を実施し、改善を図る	
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバル制度を導入することを目的に、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善を図る	
職場意識改善コース	所定労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善を図る	
団体推進コース	3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、閣下企業の労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する取組を実施する	
テレワークコース	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む	
受動喫煙防止対策助成金	事業場での受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じる	

問合せ先

部 署 名	電話番号	住 所
宮崎労働局 雇用環境・均等室	☎ 0985-38-8821	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F
職業安定部 職業対策課助成金センター	☎ 0985-61-8288	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5F

事業協同組合 ■ ■

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました**1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可****4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！(提携会社)****7 3Dデータ作成！(提携会社)****8 CADデータ作成！(提携会社)**

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. コンクリート施工で失敗しないための講座 ～良いコンクリート構造物を造る基本と応用～

- 開催日／平成 30 年 10 月 24 日(水)
13:00～17:00
- 場 所／宮崎県建設技術センター
宮崎市清武町今泉丙 2559-1
- 受講料 (テキスト代込み)

技士会会員(正会員・賛助会員)	無 料
一 般	4,000円

- お問い合わせ先／宮崎県土木施工管理技士会
(TEL0985-31-4696)

《講師》 十河 茂幸

講習時間／4時間00分 講義／70分×3コマ



コンクリート工事において、ひび割れや豆板などの不具合を生じさせることが多々あります。不具合は工事成績に影響し、技術者としての信頼性も低下します。このセミナーでは、良いコンクリートを打つための要点（改訂第9版）の刊行を機に、コンクリート施工の基本と応用技術を学び、耐久性の高いコンクリート構造物を建設するための技術の要点を学びます。

- (1) コンクリート施工の基本と応用
- (2) ひび割れを生じさせない対策
- (3) 長寿命化のための維持管理技術

2. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成 30 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

今年は、あと 1 回しかありません。更新時期にきている方は忘れず受講してください。

平成 31 年度につきましては、本年同様 5 月、8 月、9 月、11 月に計画したいと思います。

※ お問い合わせ先 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

日 程	平成 30 年 11 月 19 日(月)
会 場	宮崎県建設会館 5 階会議室
受 講 料	インターネット申し込み 9,500円

発注者から直接、公共工事を受注し、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。講習修了証は監理技術者資格者証に添付することになっています。なお、監理技術者資格者証の有効期限が切れる方は再度更新手続きが必要です。

3. 第23回土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。応募対象者は 1・2 級土木施工管理技士で個人または連名(共同執筆者は 2 人まで)となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCM に提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文に記載されております。締め切りは、平成 31 年 1 月 10 日(木)事務局必着となります。優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。

なお、昨年度の第 22 回土木施工管理技術論文の優秀賞に宮崎県延岡市清本鐵工(株)片岡雅志様・一瀬浩二様が、特別賞に日新興業(株)佐藤豊明様が表彰されています。

建退共

1. 建退共制度加入促進強化月間について

建退共では、建退共制度の普及と適正な履行の徹底を図るため、毎年10月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定めて、様々な活動を展開しております。

本年度も10月1日から31日までの期間を同強化月間として、建設業団体、建設事業主並びに公共工事発注機関等のご協力を得ながら、加入促進及び共済証紙の適正な貼付の確保を図るための活動をいたします。

何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,649	31,491
加 入	11	84
脱 退	4	72
当月末計	2,656	31,503

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	449,576	50,903	31,652,665,835	前 月 分	71,546
当 月 分	930	72	73,843,423		
総 累 計	450,506	50,975	31,726,509,258	当 年 度 計	238,997
(当 年 度 累 計)	4,005	484	473,308,421		

建災防

1. フルハーネス型安全帯に係る特別教育の開催について

労働安全衛生規則の改正により、平成31年2月1日以降、「高さが2メートル以上の箇所において作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講することが必要となりました。

この法改正を受けて、当支部では下記のとおり開催することになりましたのでご案内いたします。

(1) 受講対象者

満18歳以上で、それぞれの講習区分に応じた経験等がある者

(2) 受講区分・講習時間・受講料

		講習区分・時間割		
		Aコース	Bコース	Cコース
受講資格		胴ベルト型の安全帯を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験を有する者	胴ベルト型の安全帯を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験を有する者	フルハーネス型の安全帯を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験を有する者
		足場の組立て等に係る特別教育修了者 又は、ロープ高所作業に係る特別教育修了者	左の特別教育を修了していない者	
講習時間	学 科	2時間30分	3時間30分	1時間30分
	実 技	1時間30分	1時間30分	免 除
受講料 (税込)	会 員	5,400円	6,480円	3,780円
	非会員	7,560円	8,640円	5,940円
テキスト代(税込)		800円	800円	800円

(3) 開催日・開催場所

開催日	開催場所
平成30年12月10日(月)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)
平成30年12月13日(木)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
平成31年1月9日(水)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

※「受講申込書」は、現在作成中です。作成が終わり次第、当支部ホームページに掲載します。

また、連絡いただければ郵送します。

(連絡先) 建災防 宮崎県支部 TEL 0985(20)8610

2. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）

建設労働者雇用改善法では、建設業のすべての事業所に雇用管理責任者の選任を義務づけており、労働者の募集・採用、配置、技能向上及び職業生活上の環境の整備を行うことを努めなければならないとしています。多忙な業務の中で知識を得ることは難しく、誤った雇用管理が労働者とのトラブルの原因となっています。ぜひ、この機会に雇用管理研修を受講いただき、貴社の雇用管理にお役立てください。

対 象 者	雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方
受講料・テキスト代	無 料
主 催・協 力	(株)労働調査会・建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
日 程・会 場	

〔基礎研修〕※①

（延岡会場）

平成30年10月23日（火）9：00～16：30（定員50名）

延岡地区建設業協会（延岡建設会館）研修室（延岡市愛宕町2丁目32番地）

（宮崎会場）

平成30年11月9日（金）9：00～16：30（定員50名）

宮崎県トラック会館 研修室（宮崎市恒久1-7-21）

〔コミュニケーションスキル等向上コース〕※②

（宮崎会場）

平成30年12月11日（火）12：50～16：30（定員30名）

宮崎労働基準協会 研修室（宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル）

〔研修コース〕 終了後、修了証を交付いたします。

※①「基礎研修」

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得する。
（雇用管理総論・募集・採用・配置・社会保険・雇用保険・就業規則など）

※②「コミュニケーションスキル等向上コース」

相談しやすい若手先輩職員が少ない若年労働者と、熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を修得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得する。

〔問い合わせ先〕

・(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03-3915-7221
又は・建設業労働災害防止協会 宮崎県支部 TEL 0985-20-8610

3. 平成30年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月8日（木）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。

2018 11.8 [木]
 平成30年度 宮崎県産業安全衛生大会
 参加無料
 開会:13:30 閉会:16:05
 場所:宮崎市佐土原総合文化センター
 宮崎市佐土原町下田島20527-4

安心安全な職場づくりを目指して

安全衛生大会

死亡災害ゼロ宣言!

働き方改革で変わる!

家族との時間が増えたよ!

自分の時間を大事にしています。

私は健康しながら働いています!

講演
 宮崎県キャリア教育支援センター
 トータルコーディネーター
 日向市キャリア教育支援センター長
 元旭化成(株)福岡支社長
水永 正憲氏

人を育てる次世代を担う人財育成
 1 現役若者の実像と、モチベーションを如何に上げるか
 2 人口減少社会と地方創生
 3 次世代を担う子供たちに伝えていくべきこと
 4 新しい社会運動を(日向市キャリア教育支援センターでの挑戦)

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会
 (公社)宮崎労働基準協会 / 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 /
 林業木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部 / 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 /
 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部 / (独)宮崎産業保健総合支援センター

後援 宮崎労働局 / 管下各労働基準監督署 / 宮崎県 / 宮崎市 / 県下労働2団体 / 使用者4団体

お問い合わせ先 大会事務局(宮崎労働基準協会)
 Tel.0985-25-1853

宮崎市佐土原
 総合文化センター
 佐土原駅
 久保田駅
 佐土原駅
 セブンイレブン
 お車で会場の方はなるべく乗り合わせてお越しください。

宮崎県最低賃金が時間額 762 円に改正 (宮崎労働局よりお知らせ)

宮崎県最低賃金は、平成30年10月5日（金）から「時間額 762 円」に改正されました。最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

火薬協会

火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について

宮崎県火薬保安協会においては、地区（市）建設業協会長から推薦のあった下記の13名の方を火薬類消費場所巡回指導員として委嘱いたしました。

巡回指導員の皆さんは、担当地域内の火薬類消費場所を巡回し、火薬類の事故防止に関する指導を行っていただくことになります。会員の皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

なお、退任されます、三輪幸憲氏（東諸地区）、栄浩一郎氏（日南地区）池田重信氏、（延岡地区）、上田英夫氏（高千穂地区）には長期間の巡回指導員としての活動により火薬類事故防止にご尽力いただきました。大変ご苦勞様でした。衷心より感謝申し上げます。

委嘱期間 平成30年9月1日から平成32年8月31日まで

氏 名	所 属 会 社	担 当 地 区	担 当（市）	備 考
原 田 勉	大 和 開 発 (株)	宮崎市（高岡町を除く）	宮崎地区建設業協会	再 任
福 嶋 良 弘	(株) 藤 元 建 設	綾町、国富町、高岡町	東諸地区建設業協会	新 任
若 松 俊 二	(株) 竹 井 建 設	日南市	日南地区建設業協会	新 任
池 島 正 浩	(有) 大 洋 建 設	串間市	串間市建設業協会	再 任
白 谷 晃	(株) 財 部 組	都城市、三股町	都城地区建設業協会	再 任
川 野 良 二	八重尾産業(有)	小林市、えびの市、高原町	小林地区建設業協会	再 任
戸 高 道 悦	(株) 増田工務店	高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町	高鍋地区建設業協会	再 任
長 友 青	(株) 宮 本 組	西都市、西米良村、椎葉村	西都地区建設業協会	再 任
柳 田 光 徳	(株) 山 崎 産 業	延岡市	延岡地区建設業協会	新 任
川 口 正 規	旭 建 設 (株)	日向市、門川町、西郷区、北郷区、諸塚村、椎葉村の一部（大河内方面を除く。）	日向地区建設業協会	再 任
千 草 健士郎	(株) 松 澤 組			再 任
甲 斐 和 幸	高千穂土木(株)	高千穂町、五ヶ瀬町	高 千 穂 地 区 建 設 業 協 会	再 任
甲 斐 友 康	日之影建設(株)	日之影町		新 任

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(平成30年8月分)

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成30年度	347	▲ 8.7	9,705	5.7	1,437	▲ 1.8	48,467	▲ 3.0
平成29年度	380	▲ 5.5	9,184	▲ 19.6	1,463	▲ 12.0	49,996	▲ 9.0
平成28年度	402	19.3	11,417	6.7	1,663	19.0	54,916	21.7

※増減率: 当月は前年同月比、累計は前年同期比(以下同じ)

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

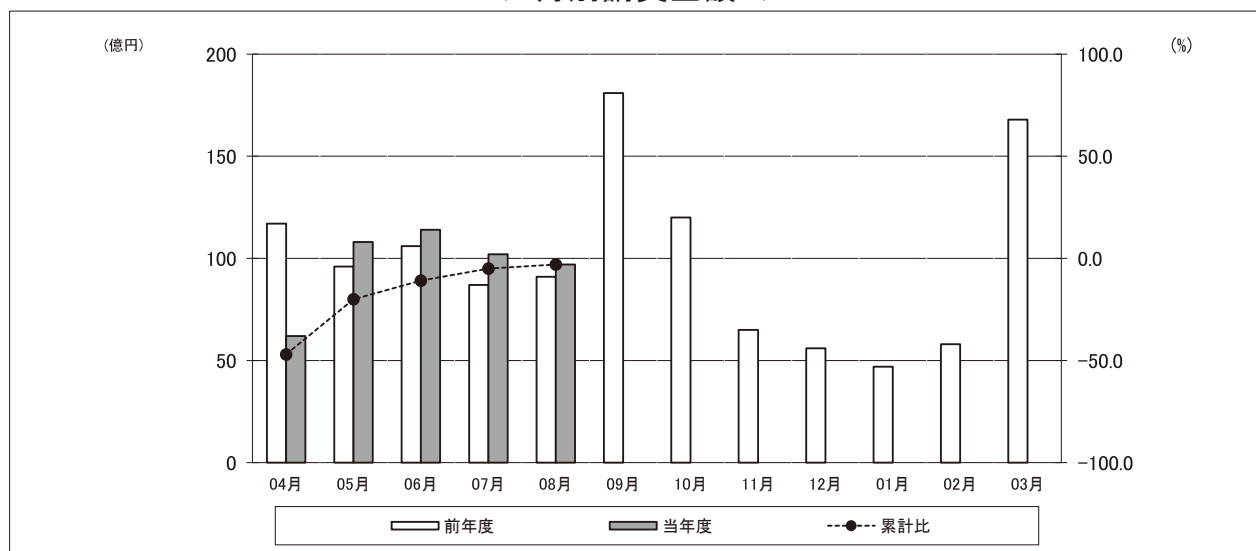
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	28	▲ 24.3	1,966	▲ 22.1	154	5.5	14,800	20.8
独立行政法人等	1	<	7	<	5	▲ 44.4	444	▲ 77.3
県	134	▲ 12.4	3,250	4.5	480	▲ 0.4	14,469	18.6
市町村	180	▲ 2.2	3,521	6.4	785	▲ 2.7	16,884	▲ 24.5
その他	4	▲ 33.3	959	297.6	13	▲ 31.6	1,869	56.2
計	347	▲ 8.7	9,705	5.7	1,437	▲ 1.8	48,467	▲ 3.0

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

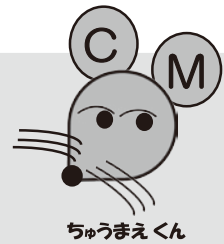
地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	75	10.3	2,434	54.4	292	1.0	13,501	28.8
日 南	23	4.5	377	▲ 7.9	120	6.2	3,439	8.1
串 間	8	▲ 38.5	206	1.8	53	1.9	675	▲ 9.8
都 城	58	3.6	1,907	22.9	201	2.6	9,472	▲ 22.3
小 林	44	25.7	794	▲ 52.1	151	▲ 10.1	4,031	▲ 23.5
高 岡	9	▲ 18.2	1,105	200.4	44	4.8	2,410	196.3
西 都	29	▲ 3.3	648	▲ 6.6	87	2.4	2,142	14.1
高 鍋	18	▲ 37.9	479	▲ 45.6	67	▲ 23.9	2,295	▲ 39.9
日 向	33	▲ 56.0	832	▲ 18.9	204	▲ 4.2	4,744	▲ 27.0
延 岡	31	47.6	583	122.7	123	15.0	3,145	10.7
西臼杵	19	▲ 5.0	334	▲ 39.3	95	▲ 13.6	2,607	16.3
計	347	▲ 8.7	9,705	5.7	1,437	▲ 1.8	48,467	▲ 3.0

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！ 中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。
※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか **6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！ “ちゅうまえ”
3つのメリット

保証料率 0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成30年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成30年8月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎県	34	▲ 46.0	1,163	▲ 49.0
宮崎市	9	▲ 25.0	912	119.7
都城市	2	▲ 33.3	56	▲ 69.6
延岡市	2	▲ 66.7	43	▲ 92.6
小林市	2	▲ 33.3	62	▲ 96.5
綾町	1	<	40	<
美郷町	1	<	18	<
計	51	▲ 45.7	2,299	▲ 57.6

建設業福祉共済団からのお知らせ

『働く人たちを守る保険』

～安心・掛金が魅力。事業内容ますます充実～

公益財団法人 建設業福祉共済団（理事長 茂木 繁）では、毎年10月1日から11月30日の2ヵ月間を「建設共済保険加入促進月間」と定め、全国建設業協会及び各都道府県建設業協会、同協会支部・地区協会のご協力を得ながら、各種PR活動を強化して加入促進活動を展開しております。

今年度は「働く人たちを守る保険」をキャッチコピーに建設共済保険の加入促進を進めて参りますので、大企業も中小企業も、まだご加入されていない皆さまは是非、この機会に加入のご検討をお願いいたします。

「建設共済保険 年間完成工事高契約」の《ポイント》

- ▶主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第1級から第7級、傷病等級第1級から第3級に該当した場合に、国の労災保険に上乗せして保険金を支払う制度です。
- ▶保険金には、被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止措置等を講じるための企業の諸費用を補償する「諸費用補償」があります。
- ▶元請・下請を問わず無記名で補償。元請・下請それぞれの保険契約者に重複支払いを行います。
- ▶加入は、国土交通大臣又は都道府県知事から「建設業」の許可を受けて建設業を営む事業主であれば、どなたでも加入できます。
- ▶「建設共済保険」の年間完成工事高契約に加入頂くと、「経営事項審査」で15点が加算されることもあり、平成30年3月末の契約件数は「24,000社を超える事業所」にご加入頂いています。
- ▶建設業界による自主的な共済保険で、掛金（保険料）が安くなっています。掛金（保険料）は、年間完成工事高、保険金区分、工事の種類などによって算出します。
- ▶また、当共済団では被災労働者のお子さんに対する「育英奨学事業（返済不要）」に加え、平成28年4月から労働災害の防止を目的として安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女子労働者のために女性専用トイレを導入するための費用に対する助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も開始しています。

働く人たちを守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い掛金 手厚い補償 事業内容ますます充実

平成30年 加入促進月間
10月1日～11月30日

経営事項審査において15点の加算になります。
公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区有明1-1-1 有明センタービル7F（11階）
TEL: 03-3599-8421 FAX: 03-3599-8424
■取扱機関: (一社) 宮崎県建設業協会

※加入料0円、保険料月額最大1万円 ※1000円以上2万円以下
※労働安全衛生推進事業: ①安全衛生用品の頒布 ②女性専用トイレの導入 ③その他
※労働安全衛生推進事業: ①育英奨学事業 ②労働安全衛生用品の頒布 ③女性専用トイレの導入 ④その他

<http://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険 情報室

<法定外労災補償制度>

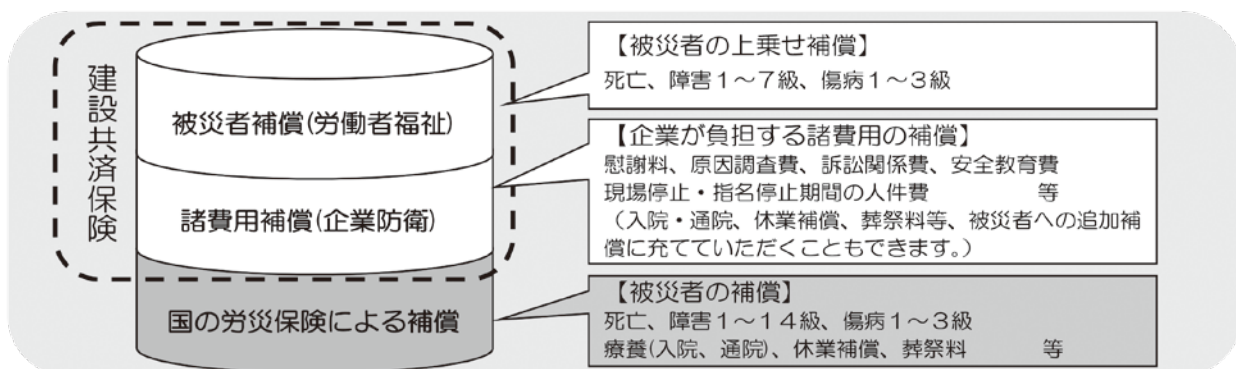
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

建設共済保険

検索

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

経営事項審査において15点の加点になります。

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門驛平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 ☎0985-22-7171

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

Q検索

